

運営調整部会 会議録

会議の名称	第4回 運営調整部会
開催日時	平成20年5月19日(月)18時30分から20時45分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)立石部会長 (部会員)金井委員、金子委員、神尾委員、平委員、高橋委員、永瀬委員、佐藤委員、浅羽委員、鈴木委員、堀和委員、吉澤委員、石井委員、伊田委員、豊田委員
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・編集委員会での検討結果について</li> <li>・広報・PIチームでの検討結果について</li> <li>・当面(5月から7月)の検討方針について</li> </ul>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部会の提案による条例項目案 比較表(資料1)</li> <li>・各部会における小項目案一覧表(資料2)</li> <li>・各部会の提案による条例項目案 比較表(資料3)</li> <li>・各部会における小項目案一覧表(資料4)</li> <li>・広報・PIチームからの資料(資料5)</li> <li>・当面の検討方針(資料6)</li> <li>・編集委員会から各検討部会への検討事項について</li> </ul>
発言内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日は、編集部会及び広報PIチームの検討結果について報告をいただき、今後の検討方針について審議いただきたいと思う。</li> <li>・それでは、(1)編集委員会での検討結果について、編集委員会委員長から説明をいただきたい。(以上、部会長)</li> </ul> <p>編集委員会での検討結果について 編集委員長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、資料を説明しながら、報告をさせていただく。</li> <li>・資料1は、5つの検討部会から何も手を加えずそのまま出されたものを検討部会ごとに項目として抽出したものになる。</li> <li>・そこで、編集委員では、抽出された比較表に基づき、編集委員で便宜上つけた大項目、小項目ごとに整理をしてみた。</li> <li>・さらに、項目の枠組みを検討することが先決ということで、大項目と小項目について検討したものが資料2になる。(資料2の大項目と小項目の見出しは編集委員会の中で独自に決めたものである。)</li> </ul>

- ・そして、大項目について、編集委員会ではほぼこれでいいのではないかと了承が得られている。小項目について、5つの検討部会から出された項目を1つに整理（編集）しようと思っていたが、かなりのボリュームがあり、これを個々に編集するとさらに膨大な時間が必要だったので、最終的に落ちついたのが資料4である。
- ・この資料4には、中項目という項目がある。これは、細分化された小項目をまとめることは非常に難しいと思い、小項目の中で同じ種類のもの、もしくは同じ意味合いのものをまとめたものである。
- ・さらに、資料4をご覧いただくとわかるが、例えば第1の前文。前文について検討していない検討部会は、空欄になっている。しかし、第1検討部会のように意見があるところは、前文について議論しているとわかるようになっている。
- ・資料3の比較表は、資料1をベースに検討した結果となっている。つまり、この2つの資料を比較していただくと、編集委員会での検討内容（なぜこういう位置づけになったのかなど）のプロセスがわかるようになっているので、ぜひ各検討部会で資料を全部読んでいただき、それぞれの項目について検討していただければと思う。
- ・運営調整部会では、編集委員会の設置については了承された。しかし、編集委員会にはこういう権限を持たせようとか、こういうことを実際にやった方がいいということは、実は権限が付与されていないので、運営調整部会で検討いただきたい。
- ・あと編集委員会から各検討部会で検討をお願いしたいことがある。まず1番目は、川口市の自治基本条例の名称と理念について。みなさんは川口市自治基本条例と呼んでいるが、その名称というのはまだ決まっていない。そして、7月には条例の素案を出さなくてはいけない。この素案がまとまれば、広報・PIチームでは市民の方々に広報をしていくと思うので、その時期に合わせて名称と理念については決定したらどうかと思っている。
- ・さらに理念にこだわったのは、「自治基本条例とは何か」ということを議論したとき各検討部会ともばらばらであった。今の整理の仕方は、皆さんの意見をそのまま載せているので、これからはこれを整理（編集）する作業をしなくてはいけない。そのときに、お互いに理念について共通の認識がないといけない。つまり、運営調整部会で共通した理念について決めていただきたい。
- ・次に、2番目は、大・中・小項目の名称と順序および背景、それから数量などをもうそろそろ素案に向けて決定していただきたい。そう

していただかないと、箱ができないので、編集委員会は小項目を検討することができないと思う。

- ・次に、3番目の比較表の内容検討については、皆さんにぜひ読んでいただいて各検討部会で統一したものにまとめていただきたい。そして、今度出すときには、検討部会では取りまとまってないですというのはやめていただきたい。
- ・それから、3番目の2点目として出てきたのが、川口市らしさ。このままいってしまうと、例えば川崎だとか、他市の条例と同じになってしまうおそれがあるという意見が出た。川口らしさという部分について、条例にどのように盛り込むか各検討部会から意見を出してもらい、それを特記していった方がいいのではないかという意見が出た。
- ・それから、各検討部会から出された意見を確認していただき、盛り込みたい項目などが漏れているところがあったら、再度提案していただければと思っている。
- ・4番目の条例の形式について。条例の形式について触れている検討部会が結構あった。例えばこういう表現にしてほしいとか、主語はこういう形にしてほしいなどの意見が出されていたので、条例の形式について7月頃までにまとめていきたい。
- ・5番目の素案をどの程度のものにするのかについて。実際のスケジュールを見ると、7月には素案が出てないといけない。素案をどの程度のものにするのか、条文の一步手前にするのか、単なる項目出しでいいのか、決まっていないで、検討部会で検討いただきたい。
- ・それから、6番目であるが、編集委員会のスケジュールでいくと、10月には全体会で素案の確定をしなければならない。素案ということになると、条文化されたものになるという認識でいるが、今、私たちは法律の専門家を入れてない。単に助言、アドバイスをもらうだけなのか、それとも一緒に構成をやっていくのかである。
- ・以上の点を運営調整部会で承認していただき、各検討部会へ検討事項として投げかけていただければと思う。
  
- ・ありがとうございました。検討部会から出された項目が、そのままの形で掲載していることなど、資料について報告があった。今後さらに、項目について各検討部会で再度御検討をいただいて、各検討部会で提案内容の議論をお願いしたい。
- ・あわせて、別紙に記載されている6つの検討項目について検討部会で検討いただきたいということであった。

- ・さらに、編集委員会では、各検討部会からの提案について項目の取捨選択をする必要が発生したことから、編集委員会に権限を付与していただき、素案として編集委員でまとめたいということであった。
- ・ついで、今、6項目の中に名称もあったが、各検討部会への検討事項、さらには権限の付与について、皆さんから意見をいただきたいと思う。(以上、部会長)
  
- ・2つ、質問をしたい。1つ目は2番目の名称と数量とされているが、数量は大体どういうものにするのか。
- ・2つ目は、3番目の「川口らしさ」。これは現状に関する川口らしさと、将来に向かうことの2つあると思うが、それは両方を指しているのか、お聞きしたい。
  
- ・数量については、具体的に第4検討部会の方から条例は少ない方がいいという意見もあったが、別に多ければ多くてもいい。出てきたボリュームのまま検討していく。ただ、少ない方がいいと思う。もし、多くなると、編集委員会でかなりの編集作業が出てくる。なかでも削る作業については、苦しいなという意見があった。
- ・現時点では、数量をどれぐらいにするかは何も出されていない。ただ、素案を出すときに、ある程度、各検討部会で共通されていれば、やりやすいので、具体的に何かということではない。
- ・2つ目の今までの川口らしさの現状と将来というものについて、特に書いてはいない。ただ、現状については、前文で触れていった方がいいのではないかという話があった。将来的なビジョン、地域のビジョンと新たな項目で書いてあるところが、将来的なビジョンと思っている。ただ、それを前文でうたうのか、それとも条文化するのは、特に触れられてない。
- ・ということで、現状にスポットを当ててやるのか、将来をもっとこういうふうにやろうということについては、恐らく理念の議論になってくると思うので、そこまで深くは触れたくないと思っている。(以上編集委員長)
  
- ・気づいたところを申し上げたいと思う。定義は要らないという検討部会もあったようだが、誤った解釈や勝手な思い込みがないように定義は入れるべきだと思う。
- ・それから、総合計画というのは若い人も絡む問題でもあるし、やはり

	<p>大項目の中に入れた方がいいという感じを受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長とか議員あるいは行政をチェックする監査機能の項目を、大項目の中に入れた方がいいと思った。</li> <li>・ それから、市民参加と協働。これはやはり大項目の中できちっとやってやるべきだと思う。なぜなら、これからはいろいろな行政需要が増えてくるので、今のままではいけないと思う。やはり市民参加や協働でやっていくべきであるので、大項目の中に入れるべきという感じを受けた。</li> <li>・ 川口らしさというのは、歴史だとか、地勢だとかの特色があるけれど、それらを一々うたっていると大変な作業になってしまうので、条例づくりの中での川口らしさというものを考えていくべきと思った。</li> <li>・ それから、前文の扱いは方針を決めてもらった方がいいと思う。端的に言えば、第1検討部会で大分前文あたりを検討されているようなので、第1検討部会にたたき台をつくってもらった方がいいのかなと思う。これは効率性の問題からいって、そのように感じた。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 編集委員会では、今、言われたことが全部議論になっていた。</li> <li>・ まず、前文について、前文については設けるか設けないかで議論になった。小項目を取りまとめるとか、こういう項目を入れた方がいい以前に、いるいないという議論になってしまった。</li> <li>・ それから、各検討部会が全部同じことをやっている、明らかに間に合わないという意見が出た。そこで、各検討部会で分担しながら作業してもいいのではないかという意見が出た。つまり、その辺もぜひ検討部会で検討していただかないと、このボリュームを編集するには相当な覚悟が要と思う。</li> <li>・ それから、川口らしさという部分については、この条文を川口らしさにするのか（例えば行政の項目が多くあるところで川口らしさを出すか）本当に川口らしさというのをあえて書いてやろうということもあるが、その点は、まだ議論が煮詰まっていない。ぜひ、検討部会で検討していただければと思う。</li> <li>・ それから、市民参加と協働については大項目に載せた方がいいという話はあった。実は参加とか協働が定義のところと重なっていて、協働とか参加とか、市民参加とか市民参画という言葉がやっぱり共通の認識になってないものだった。</li> <li>・ 定義で、例えば自治とは何かとか、結構、中心となるキーワードについて、入れた方がいいという議論が多くを占めた。</li> </ul>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・それから、総合計画や住民投票、行政監査は、中項目、小項目で大体どの検討部会からも出ている。ところが、大項目とか中項目の取り扱いについては、川口市の自治基本条例としては、ある程度力を入れようというものについては大項目にした方がいいじゃないかという議論と、別に小項目でいいのではないかという議論があった。つまり各検討部会によって温度差がかなりあり、力の入れ具合によって、大項目・中項目は変わってくると思う。検討部会でこれはもっと前面に出すということであれば、ぜひ大項目で出した方がいいということを議論で出していただければと思っている。(以上 編集委員長)
- ・それでは、視点を「各検討部会への検討事項」の6項目に絞っていただいて、この6項目について何か御意見をお伺いしたい。
- ・また、これでよければ、編集委員会からの宿題として、この6項目について各検討部会で検討してきていただきたい。(部会長)
- ・4番目の条例の形式について、「ですます調」という意見があったが、私は「何々だ、何々である調」の方がよいと思う。
- ・なぜなら、「ですます調」は、どうしても言葉遣いが柔らかく、優しくなってしまうと思う。言いかえるとあいまいになってしまうと思う。そうすると、あいまいなものは、すり抜ける部分が多くなってしまうので、「何々だ、何々である」という形式で、定義すべきところは定義できる力を持った文体であってほしいと思う。
- ・5番の検討事項にかかわってくると思うが、本日の検討部会を受けて、各検討部会で素案の案をつくると思う。私の検討部会でも、文章の表現がばらばらであり条文として相応しくない表現がかなり多く、また文章が体言止めになって項目だけ出しているものもある。条例を意識するのであれば、条文の表現の仕方を共通認識していないといけないと思う。
- ・1つ目は5番目の素案をどの程度のものにするかについてである。各検討部会で今回の資料等をもとに検討すると思うので、その検討結果を受けて素案をどの程度のものにするかは編集委員会にお任せしたらいいと思う。
- ・2つ目は6番目の素案作成に当たって、編集委員会に法律の専門家や市の法制担当者を加えることであるが、私は、余り早い段階から加

えない方がいいと思う。素案をつくる段階で編集委員と一緒に議論に加わるというやり方よりも、やはり法制担当者からは、条例をつくる上での注意点等を説明いただき、それを編集委員が頭に置きながら作業をした方が独自性というか、やはり市民がつくったというような素案ができるのではないかと思う。

- ・ 6番目の件だが、専門家が入ることは大変結構なことであるが、やはり余りその人に寄りかかることはこの編集委員会にそぐわないと思う。最低限、表現方法についての助言で十分であるという気がする。やはり編集委員会の存在感等は持たないといけないと思う。
- ・ 第4検討部会では、できるだけ市民の方にわかりやすい自治基本条例ということで出している。これが、川口らしさになればいいと私は思っている。だから、法律の専門家が入り過ぎないようにした方がいい。
- ・ 川口らしさを出すとき、ほかの自治体の条例と比べて、言葉遣いが違うとか、そういうところではなく、本質的なところで勝負をしたい。
- ・ 第1検討部会では歴史を学んできた。それは歴史の物語をつむいで前文をつくるというのではなくて、こだわってきたことは何が欠けていたのか、将来、何が必要なのか、そして自分たち市民を押さえ込むものがあるとするならば、それはだれなのか、それをどうコントロールすれば、市民の将来のビジョンが描けるのかを主体にやってきた。例えば協働という言葉を検討部会で話し合ったとき、よくほかの自治体では、市と議会と市民は協働で対等にとという言葉であり、それから、川口市でも、第3次総合計画の中でこれからは市民と協働でやっていきたいというようなことが書かれている。でも、果たして協働という言葉の中の三者（市・議会・市民）は対等なのかと考えた。そうしたら、市民が主体であり、市民主権の立場から考えると、公務員は全体の奉仕者であるので、三者は必ずしも対等ではないのではないかとこのことを歴史の中からも考えてきた。
- ・ つまり、川口らしさを貫くものとしては、歴史的な物語ではなくて、何が必要なのか、何が欠けているのか、どうすればいいのか、そこで勝負したいということである。
- ・ いろいろなご意見をいただいたが、これらは今までにない大きな問題であると思う。

- ・今までは川口市自治基本条例策定委員会という形で進んできたが、自治基本条例の名称について検討したことがなかった。名称について、各検討部会へ持ち帰り検討していただきたい。
- ・さらにみんなで理念を第一にして、条例案を作成した方がいいということ。これは策定委員会の方で理念について考えていただくことが必要である。
- ・ということで、1番について、名称と理念について、各検討部会で検討いただくということでどうか。(以上、部会長)
  
- ・名称と理念は、条例のスローガンみたいなものを指しているのか。
  
- ・理念については、実は説明しないとイケなかったが、理念を条例の基本理念として取り上げるところと、全体として作業の中ではこういう理念でやっていく(例えば市民が主人公)という2つあるということが編集委員会で議論された。
- ・今、私が言っているのは、条文の中での理念というよりも、川口市の自治基本条例をつくる時に、みんなが共通認識を持てるフレーズがあればと思う。そういったフレーズを1文でも2文でもいいので、何かつくっていただきたい。(以上 編集委員長)
  
- ・それと関連して、広報・PIではキャッチコピーを選定しようと思っている。それと同じようなことか。(広報・PIチーム)
  
- ・そうである。それを条文に載せるかどうかは別問題として、1文を聞いたときに、こういうものなんだとわかりやすいものと思う。(編集委員長)
  
- ・例えばポスターをつくったらポスターに入れるとか、あるいはチラシの中に入れるとか、そんなような形でキャッチコピーをつくったらどうかという提案をしようと思っていたが、それと同じか。(広報・PIチーム)
  
- ・編集委員会としては、編集方針として方向性がわかるような理念があればいいと思う。(編集委員長)
  
- ・今まで第1から第5検討部会で、それぞれテーマを持って条例につい



て検討してきた。そうすると、それぞれの検討部会から、5つに絞り込めるかどうか分からないが、5通りの理念というものが出来来る可能性があると思うが、その点についてはどうか。(部会長)

- ・おっしゃるとおり、いくつもの回答が出てくると思う。なぜかというのと、この作業をする前に、理念について話し合いをしたが、5つ検討部会がありそれぞれ違う意見なので、1日、2日もかかってしまった。だから、理念について、編集委員会の上部組織の運営調整部会で検討していただきたい。(編集委員長)

- ・理念が、ばらばらでは統一性がなくなるだろうと思った。
- ・この場での意見は言わないとのことであったが、全体に当てはまり、普遍的であり、長期的にも耐えられる理念とは、やはり憲法にある基本的人権の尊重であることと、市民主権のこの2つに尽きると思った。

- ・理念について、この場で議論をしても、たくさんあると思うので、各検討部会で検討していただくということでよいか。了承される。
- ・さらに、編集委員会で、各検討部会から提出された項目について、分類をしていただいたが、もう一度各検討部会に持ち帰っていただき、足りないところは追加し、素案になり得る文章の表現など工夫しながら再度検討いただきたいと思う。(以上、部会長)

- ・資料を補足させていただきたい。3の基本原則は、第2検討部会からの提案で生き残っていると思うが、今は公平性、普遍性、継続性という言葉しか残っていない。当初第2検討部会で考えたコンセプトは、市民・市長など全体にかかわるような基本原則があるのではないかという想定でつくった。

- ・「素案をどの程度のものにするか」に絡んでくると思うが、ある程度文章にするかとか、ですます調にするかとか、体言止めにするとか何か共通のイメージ、何か例示があれば作業がやりやすいと思う。

- ・余り粗いと2日、3日かかってしまうので、皆さんが編集する立場になったときに、編集しやすいだろうというものである。私としては文章になってわかりやすいものであればいい。

- ・今後、PIなどで市民のみなさんに出したときに、わかりやすいもの

で、自治基本条例を知らない方が聞いても、なぜつくっているのかということがわかるものであるとイメージしている。(以上 編集委員長)

- ・資料3の8ページにある「市民参加・協働」の第2、第5検討部会のところは、何となく条例になるような文言の文章になっている。各検討部会がこういうような文章にしてあった方が、編集委員が束ねるときに束ねやすいと思う。
- ・今、参考文例ということで紹介いただいた。以上のように、文体についても、編集委員会で今後さらに項目をまとめる作業があることが想定されるので、検討部会でも、できる限り検討していただきたいと思う。(部会長)

広報・PIチームでの検討結果について

広報・PIチーム

- ・広報・PIチームではこれまで3回の打合せを行ない、提案をまとめたので、その報告をさせていただきたい。(資料5を参照)
- ・広報・PIチームの役割は、企画を行って運営調整部に上程するという確認をしている。それから、活動の指針は、一般市民の立場に立った企画立案を行うことと、できるものから取り組もうということである。それと事務局と連携していくことを念頭に置き、具体的な提案を次のとおりまとめてみた。
- ・それでは、広報とパブリックインボルブメント(以下「PI」という。)に分けて報告をしたいと思う。

広報について

- ・1番目、紙媒体としての広報は、「広報かわぐち」であると思っている。その「広報かわぐち」に毎月スペースを確保して広報していく。掲載については5月号に事務局(総合政策課)で纏めた自治基本条例の記事が出ている。7月号以降については、従来、総合政策課でやってきたものを、今後は策定委員会と連携しながら毎月掲載していけるよう内容を検討していきたいと考えている。
- ・2番目として、市ホームページの改善について。市のホームページを開くとトップページに自治基本条例のことが出ている。一部わかりづ

らい部分があったため、最新状況がすぐわかるように4月21日に改善いただいた。今後もいろいろと各策定委員さんからの改善提案を広報・PIチームが取り纏めて事務局に提案したいと考えている。

- ・3番目の町会・自治会関係については、6月5日に193町会・自治会を対象とした町会役員合同会議があるので、ここで説明をする予定である。この説明は、事務局にお願いするので、後日開催される対話集会について広報していただければと思っている。このように、町会等の会議の場を活用しながら広報していこうと思っている。あと回覧用のチラシをタイムリーにつくり、町会・自治会に回覧することを考えていきたい。また、公民館だよりや町会だよりなどのいい情報提供の媒体もあるので、このようなものを活用していきたい。それから、川口はマンションが多いので、マンション住民への広報も考えている。例えば、マンションコミュニティガイドブックを750位の管理組合に配布することを聞いている。そのときに、情報提供できないかということも検討していきたい。
- ・4番目の市民団体に対するアナウンスについては、市民パートナーステーションと社会福祉協議会に登録している約370の市民団体に周知していきたい。さらに、今後も市民パートナーステーションと社会福祉協議会の協力をいただき、市民団体への継続的な情報提供をしていきたい。
- ・5番目に策定委員のチャンネル活用というのがあるが、これは各策定員の中には、自身が市民団体に加入していたり、地域団体に入ったりと、いろいろなチャンネルネットワークを持っていると思うので、みなさんに広報マンとして活動していただきたいということである。例えば、広報かわぐちに掲載されたチラシを活用していただくことやEメールでの情報提供を考えている。
- ・6番目は、自治基本条例を市民に浸透させる一環としてキャッチコピーをつくったらどうかという提案であり、これは、今後、ポスターやチラシ等に活用できるのではないかというものである。さらに、キャッチコピーは、各検討部会で検討いただき、代表作品を選抜してもらい、その中から選ぶこととしたらどうかという提案である。例えば、流山市では、「自治始めます」というキャッチコピーをつくっている。
- ・7番目は、議会および職員、教育委員会関係者への広報である。既に、議会および職員向けは、研修会等で実施済みであるが、教育委員会関係者については、周知が不十分であるので、校長会、教頭会を通じて広報をしていきたい。

- ・ 8 番目は、P I がスタートする時期に合わせてポスターを作成。町会・自治会の掲示板や公共施設等にポスターを掲示し広報活動を行なったかどうかという提案である。
- ・ 9 番目は、いろいろな各種イベントがある中で、あいさつで話してもらったり、チラシを配ったり、あらゆるチャンスを使い広報活動を行なったかどうかというものである。
- ・ 最後の 10 番目は、新聞、テレビ、C A T V などの各種メディアを活用して広報をしていくこと。
- ・ 以上のように、広報は、あらゆる機会を通じて、繰り返し広報活動を行うことが大事であると思っている。

#### P I について

- ・ P I といっても幅広く、対話集会のほか、フォーラムやアンケートやパブリック・コメント等も P I の一つかと思っている。
- ・ 1 番目は対話集会である。素案が確定してからであると思うが、三つの対話集会の実施を提案したいと考えている。

一つ目は、自治振興課のご協力をいただき、地縁団体といわれる町会・自治会に対して実施してはどうかと思っている。しかし、実際は 193 の町会・自治会があるため連合町会ごとに実施することを提案したい。ただ、連合町会に加入していない自治会があるので、そのような自治会は最寄りで開催される対話集会に参加していただくことを考えている。開催場所は公民館等で、各委員は分散してみんなで手分けをして行なうことを考えている。

二つ目は、N P O、市民団体に対する対話集会であるが、なるべく多くの対話集会をすべきと思っているが、策定委員の人員等を考えると、この後に出てくる市民フォーラムの中で対話集会を開催したらどうかと考えている。

三つ目は、各種団体の代表の策定委員の方が中心となり企画をしていただき、対話集会を開催するという提案である。

実際の対話はみんなで行ない、資料作成や意見集約等はコンサルの協力をいただきまとめていきたいと思っている。

- ・ 続いて、2 番目は、P I のキックオフに合わせての市民フォーラムの開催を考えている。場所は、キュポ・ラ 4 階のフレンジア。主催は川口市自治基本条例策定委員会。内容は、条例策定の経緯説明、素案の説明、あるいは 5 つの部会に分かれてワークショップ式の対話集会を考えている。さらに、アンケートの実施も考えている。

この市民フォーラムも全員で協力してやっていこうということを提案したい。

- ・ 3番目は、アンケートの実施。このアンケートは、比較的無関心層の市民の方に対する呼びかけや自治基本条例の理解を深めてもらうために考えており、一般市民向けのアンケート、郵送等による市民アンケートとNPO、市民団体向けのアンケート、それと策定委員による街頭アンケートを提案したい。
- ・ 4番目は、子供を持つ親に対するPI活動である。学校では、既に年間スケジュールが入ってしまっていると思うが可能な範囲で呼びかけたい。1つ目は、子供（小学生高学年）を通じてお父さん、お母さんからアンケートをもらってくるという形式のPIである。2つ目は、同じように作文やポスターのコンクールを開催して子供や親を巻き込むという形式で、ここでは、小学校4年生から6年生をターゲットにアンケートを実施したいと思っている。
- ・ 最後に5番目は、行政と委員とお互いの理解を深めるため、検討部会ごとの意見交換を考えている。対象は、部長クラス以上と主任クラスで、両方の方々と検討部会ごとに意見交換をすることを提案したい。例えば、50人の部長さんがいれば、50人を10人に分けて、5つの検討部会で意見交換をするということである。

#### 各種媒体について

- ・ 広報、PIともに各種媒体をいろいろと有効活用していきたいと思う。
- ・ 制定後、自治基本条例について、市民にもっと理解を深めてもらうためのビデオをつくることを提案したい。
- ・ 今後の進め方については、運営調整部会でご賛同いただいたものは、順次具体的な活動計画をつくり作業を進めていきたいと考えている。もちろん、作業の進捗状況は的確に報告し、新たな提案については承認をいただきながら進めていきたい。
- ・ それと、より効果的な広報・PI活動を展開するために、行政側の関係部局（自治振興課・広報課・社会教育課など）の参画をいただきながら進めていきたいと思っている。
- ・ 以上が提案の概要であり、問題がなければ、是非、このような内容で進めさせていただきたいと思っている。
- ・ ありがとうございます。広報とPIについて、それぞれポイントが

	<p>あるので、全体より1つずつ確認をしていった方がいいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、<u>1. 広報かわぐち</u>は、今後、可能な限り記事を載せていくとのことだが、紙面にも限りがあると思うので、広報課、総合政策課とよく打ち合わせをした上で、掲載内容についてご検討いただいて、載せていただければと思う。</li> <li>・この1番についてどうか。(以上、部会長)</li>   <li>・広報かわぐち5月号には、総合政策課でつくったものが掲載されているが、今後の掲載内容についてはP Iチームが中心に編集を行っていくのか。</li>   <li>・5月は総合政策課でつくったが、今後は広報・P Iチームが掲載内容について打ち合わせをしたい。(広報・P Iチーム)</li>   <li>・広報・P Iチームが打ち合わせに入っていくということか。</li>   <li>・そうなる。従来は行政任せであったが、策定委員会からのこうしたらいいのではないかという意見を取入れてもらいながら、よりよい広報にしたいということである。(広報・P Iチーム)</li>   <li>・続いて、ホームページの改善について、これは先ほど4月21日に改善済みとの御報告があった。さらに、改善提案等があったら、広報・P Iチームに御連絡をお願いしたい。(委員長)</li>   <li>・こちら側が発信した内容(ホームページにある情報)を聞いて(見て)市民の方々が発信したい、意見を言いたいというときについての意見を言うところはまだ決まってないのか。(編集委員長)</li>   <li>・それはそうっていない。あくまでも、こちらから知らせる形になっている。ただ、3月、4月までは最新状況がわかりづらかったが、今は最新状況にすぐにアクセスできるようにわかりやすく改善された。(広報・P Iチーム)</li>   <li>・そうすると、P Iを行なうまでに、情報が発信された場合、意見を言いたい人はどこに言うのか。(編集委員長)</li> </ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合政策課が窓口になる。(事務局)</li> <li>・総合政策課にどうやってアクセスするか。メールで言えるとか、手紙を書くとか、特に、手段について何も触れていない。今、市民の方々が、意見を言いたい時とか、感想を言いたい時は、対話集会まで言えないのか。(編集委員長)</li> <li>・現実的には、広報かわぐちでも「問い合わせ」の欄はある。(広報・PIチーム)</li> <li>・そうすると、そこに電話をするということになるのか。(編集委員長)</li> <li>・そうなる。同じようにホームページの主管も総合政策課となっているので、そこが窓口ということになる。(広報・PIチーム)</li> <li>・まだ意見を言うところまでには至ってないということか。(編集委員長)</li> <li>・どうしても言いたかったら「市長への手紙」というところがオープンになっている。</li> <li>・ホームページの下に問い合わせ先とか、アドレスを書いておけばいいのではないか。</li> <li>・発信だけをして何も無いというのは、ちょっと漏れていると思った。(編集委員長)</li> <li>・ホームページには担当窓口が入っているので、そこでわかるようになっている。(広報・PIチーム)</li> <li>・私たち編集委員会では、10月頃には素案を確定しなくていけない。そうすると、対話集会などを開催することになったときに、いくつもの意見(もしかしたら何千と来るかもしれない。)が出てきたら、編集委員会はお手上げになると思う。</li> <li>・つまり、広報をするときは、終りを考えて発信をしないといけない。</li> <li>・なぜ言ったのかというと、どのくらいの意見が出てくるかわかれば、編集委員会で編集しやすいと思った。(編集委員長)</li> </ul>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・広報かわぐちに文書を掲載して、今までに問い合わせなどがあつたか。(部会長)
- ・今のところ、問い合わせはないが、今の内容は、具体的な項目が入っているわけではないので、問い合わせがないと思われる。(事務局)
- ・続いて、3. 町会・自治会についてであるが、「対話集会を開催し」と書いてある。これはまだ決まっていないのではないか。(部会長)
- ・そのとおりである。(広報・PIチーム)
- ・対話集会の是非、さらには市民フォーラムをどのようにしていくかという意見をいただかなければならないとは思っているが、現時点で、町会・自治会での広報活動についてご意見があればいただきたい。(部会長)
- ・町会役員合同会議で、対話集会について伝えるとあるが、現時点では詳しい説明はできないと思う。いずれ詳しい説明の場や、話し合いの機会は別にあるという程度の説明となると思う。また、後日の対話集会で詳しく説明するという含みを入れておいたほうがいいと思う。
- ・今後、どのような感じになるかわからないが、いずれ時間の問題、あるいは浸透の問題等を考えると、今の時点ではこのようにしておかないとまずいのではないかと思う。
- ・あくまでも途中経過なので、「今こういう状況ですよ」と、その説明だけで十分ではないかと思う。
- ・10月にはある程度の内容が決まっていると思うので、その時期に意見をお聞きするというのは、すごく危険だなと思っている。(編集委員長)
- ・これは10月ということではなく、10月までにはということで、いわゆる対話集会をやるのはもっと早く、7月ぐらいに考えている。
- ・ただ、まだ決めてない対話集会のことをここで書けない。(以上 広報・PIチーム)



- ・聞くタイミングを間違えると、アリバイづくりみたいな形になってしまうので、注意した方がいいと思う。(編集委員長)
- ・町会・自治会だよりへの掲載などは、広報かわぐち以上に紙面に制限があったり、町会によっては拒否されることがあると思うので、その辺についてはぜひ慎重にやっていただきたい。逆に自治基本条例のイメージが少し下がってしまうような心配がある。(部会長)
- ・3. 町会・自治会の項目は、全部を広報・PIチームでやるということなのか。
- ・行政側と協働でやる。(1)(合同町会長会議での説明。)については、行政側(総合政策課)に願います。(広報・PIチーム)
- ・そうすると4(市民団体について)も基本的に行政で行なうのか。
- ・市民団体については、連携をとりながらと思っているが、そこまでは決まっていない。(広報・PIチーム)
- ・具体的にだれがやるという主語がないのでわかりにくいですが、この辺は基本的に総合政策課に願いますということなのか。
- ・総合政策課としても、そのように考えていると思う。(広報・PIチーム)
- ・3の町会・自治会の中の(1)町会役員合同会議での説明は実施する。これは部長からの説明の中で、後日対話集会やまちかど懇談会を開催する予定なので、御協力をお願いしたいというお話をさせていただく。
- ・(2)の回覧用チラシについては、内部印刷で処理できる範囲であれば対応はできる。
- ・また、(3)の社会教育課の協力を得て公民館だよりについては、まだ依頼はしていないが、可能性はあるということである。
- ・(4)の町会・自治会だよりについては、いつどのように発行しているかなど、把握していないのでむずかしく、また、スペースの問題で変に省略などされて内容がわからなくなってしまうという危険性もある

	<p>のではないかと危惧するところがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・( 5 )のマンション住民への広報の実施というのは、町会・自治会とは別にやるという意味なのか。(以上、事務局)</li> <li>・町会・自治会とは別である。かわぐち市民パートナーステーションで、川口のマンションにガイドブックを配布することを考えているようなので、そのチャンネルが使えないかという提案である。(広報・PIチーム)</li> <li>・それは、自治会に入っているマンションに対しても、入っていないマンション対しても全部に配布するということか。(事務局)</li> <li>・すべてのマンションに配布する。(広報・PIチーム)</li> <li>・回覧によるチラシというのは、マンションで自治会をつくってるところには全部行くが、それ以外のマンションにも配布しようということなのか。(事務局)</li> <li>・そうではない。マンション全部にそういうガイドブックを配布する予定があるということを聞いているところである。(広報・PIチーム)</li> <li>・そこにタイアップしようということか。(事務局)</li> <li>・そうである。そこで、マンション管理組合を通して自治基本条例のことが広報できないかなという考えである。これについてまた今後詰めたと思う。(広報・PIチーム)</li> <li>・よく精査をしていただいて、協力しながら進めていただければと思う。(部会長)</li> <li>・こういうものは全部事務局とよく調査、相談しながら、慎重に進めていこうと思っている。(広報・PIチーム)</li> <li>・議論の中で、( 3 )の「公民館だより」は各公民館で発行されているので可能だろうと思う。</li> <li>・( 4 )の「町会・自治会だより」は、発行していない町会等もあるので、</li> </ul>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

機関紙という媒体を利用したらどうかという話である。確かに、先ほど意見が出たように、内容によって誤解されるような文章であったら困るので、町会だよりについては慎重にやらなければいけないと思う。  
(以上 広報・PIチーム)

- ・ 以上のように町会・自治会については、今の点を踏まえて進めていく。
- ・ 次の市民団体については、確定的なものではなく、こういうふうにしていこうということであるが。(以上、部会長)

- ・ 詳細は、事務局と調整しながら具体的な方法を検討していく。この提案は、こんな形でどうかというガイドラインみたいなものである。(広報・PIチーム)

- ・ 広報について、実現可能なものからスタートをしていくということか。

- ・ そうである。相手があることなので、相手が嫌よと言えられないので、実現可能なところからやっていくということである。(広報・PIチーム)

- ・ 以上のように提案のなかには、すで実施しているものもあるようであると同時に、調整に入っているものもあるようだ。

- ・ 次に、策定委員のチャンネル活用について、提案があったので御意見があればお願いしたい。(以上、部会長)

- ・ 基本的にこの資料(広報かわぐち5月号が掲載されたチラシ)を配るということか。(編集委員長)

- ・ 現在、広報用の資料が何もないので、広報をするといっても皆さん困っていると思う。そういう意味では、この配布資料は、最新のもので、わかりやすいと思うので、まずは、事務局から各委員にお渡しいただいて、使っていただくという提案である。(広報・PIチーム)

- ・ これは、広報かわぐちと同じものだから、みんな読んでいるのではないか。

- ・ みんなが読んでいればいいが、広報かわぐちは、30ページあるので、

自治基本条例の記事が載っていること自体、知らない方もたくさんいると思う。むしろ知らない方が多いのではないかと思うので、このようなチラシを用意していただいた方がいいのではないかということである。(広報・PIチーム)

- ・ほとんど読んでないということが現実だと思う。ましてや数ページにまたがった中の1ページでは、まず無理だと思うし、かなり興味のある方でないと細かくは見ていないと思う。

- ・過日、これをコピーしてお渡しして、「御存じですか。」と尋ねたら、ほとんどわかっていない。現実はその程度だということ認識しスタートしないと、非常に厳しい状況にあると思う。(広報・PIチーム)

- ・そうすると、これを配るということになるのか。(編集委員長)

- ・これは、各委員さんに事務局から配付していただいたらどうかという提案である。(広報・PIチーム)

- ・問い合わせ先は、総合政策課でいいのか。

- ・結局、(広報誌による情報の)発信をしたら、その責任を取らなくてはいけませんが(説明責任)、広報活動ではまだない。

- ・「どういうものを行っているのか」と問い合わせがあったとき、委員の数だけ違った情報を伝えることが、危険だと思っている。

- ・問い合わせ先は総合政策課であれば、チラシを配布することはいいと思っているので、その辺を詰めていただきたいと思っている。(以上編集委員長)

- ・現在のチラシは、総合政策課が問い合わせになっているので、総合政策課になると思う。

- ・流山のPIの方々は、マニュアルを作り、質疑に対して訓練をしたと聞いている。今後、広報・PIを実施していくときには、マニュアルの導入など課題になると思う。

- ・この文書(チラシ)であれば、多分どなたも異論もなく読めると思う。逆に読み手から見ると、これ(チラシ)に対しておかしいとか、そういう議論にはならないと思う。

- ・ただ、文書（チラシ）を広報するのであれば、相手（読み手）から何か返ってくるものがある。それに対してどう対応するかということを考えておかなければならないと思う。（以上、部会長）
- ・これは、自治基本条例を作っているという宣伝（広報）である。だから、作っているという宣伝だけに、これだけの時間と労力をつぎ込んでいいのかという感じがする。
- ・それよりも、「こんなのをつくった」とか、「P Iをやるので来てください」という方へエネルギーを使うべきではないかと思う。
- ・やはり、途中経過を説明することが非常に大事だと思っている。
- ・このチラシはまとまっていいと思うが、一般の人々には、「自治基本条例」という言葉が難しいので分かりづらいところがあると思う。
- ・例えば、自治基本条例に関するクイズを載せたりすれば、一般の人々も入りやすい（興味を持ちやすい）と思う。
- ・単純にできるものということと思うが、そのようなものを作ると時間がかかるので、とりあえず、できたものをうまく使おうという趣旨である。
- ・だから、今の状況をアナウンスしていくことも大事であると思うので、いろいろなチャンスを通じて自治基本条例のことを広報していくことが、市民にご理解いただけるのではないかと考えている。（以上 広報・P Iチーム）
- ・広報・P Iチームの方には、一般の方にも、読んでもらえる、理解してもらえる広報誌を企画していただければと思っている。（部会長）
- ・先ほどわかりやすいという意味でキャッチフレーズということを提案したので、それも含めて検討していただきたい。（広報・P Iチーム）
- ・名称についてであるが、早く浸透させるために、川口市自治基本条例という名称を早目に決めないといけないと思う。そうしないと、仮称で宣伝していくことになる。
- ・名称については、次のときまでに考えていただければと思う。

- ・今、広報・PIチームからは、わかりやすいキャッチコピーということであった。
- ・逆に広報・PIチームで、キャッチコピーについて運営調整部会で諮るような提案があればお願いしたい。(以上、部会長)
- ・まず、この運営調整部会で、各検討部会から上げてもらうという提案を承認してもらわないと、先に進めない。(広報・PIチーム)
- ・やはり、各検討部会で検討しなければならないことがいろいろあるので、先ほど言った理念で出てきた中から選んでいただければと思っている。(部会長)
- ・キャッチコピーは、非常に重要であると思う。
- ・市民の人にわかりやすくという意味や、川口らしさ、それから、理念という意味でもこのキャッチコピーは必要だと思うので、ぜひ各検討部会に持ち帰り検討いただきたいと思う。(以上 広報・PIチーム)
- ・キャッチコピーについて、一般の方から公募するとか、意見を聞くとか出来れば自治基本条例のイメージアップが図れるのではないかと思うが、このようなことを考えているのか。
- ・考えていくが、ただし時間が間に合うかどうかである。(広報・PIチーム)
- ・まずは、理念をみんなで協議して、その後、考えてみてはどうか。
- ・それでは、キャッチコピーの前に理念をまず深く考えていただいて、それが、キャッチコピーになるということもある。
- ・続いて、7番の議会、職員、教育委員会関係についてであるが、議会は先般の7月21日に全議員を対象に研修会で、自治基本条例の説明をした。今後必要であれば説明会などの実施も考えらる。
- ・職員についてはすでに研修会を実施済みである。
- ・教育委員会については、校長会や教頭会で説明をしてはどうか。(以上、部会長)
- ・まだこの段階では確認をしてはいないが、必要ということで判断され

	<p>れば交渉をさせていただく。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明するチャンスがあれば説明していただくということでよいか。</li> <li>・次に、<u>8番のポスター掲示</u>について。(以上、部会長)</li> <li>・ポスターについては、対話集会の日程などが決定しないとつくりが出来ない。(広報・PIチーム)</li> <li>・それでは、対話集会などが内定してきた段階でポスターをつくるということか。(部会長)</li> <li>・結構、ポスター作成は大変だと思うが、どうやるのか。</li> <li>・原案は我々(広報・PIチーム)でつくる。(広報・PIチーム)</li> <li>・それは、ポスターのコンテンツ、コンセプトであって、だれに頼むのかということである。</li> <li>・ポスターについては、事務局と広報・PIチームで詰めてつくと考えている。基本的には、対話集会やフォーラムが決定すれば、それにあわせてポスターをつくって皆さんに周知を図るということである。(広報・PIチーム)</li> <li>・現時点ではすぐ動くということではないので、これについてはもう少し広報・PIチームで企画していただくということによいか。</li> <li>・続いて<u>9番の各種イベントの広報</u>について何かあれば。(以上、部会長)</li> <li>・これを全部やるというのは大変だと思うので、余り活動が無駄にならないように、効果的にやった方がいいと思う。</li> <li>・効果的なイベントでということですね。(広報・PIチーム)</li> <li>・今、「効果的に」という意見があったが、以前盆踊りで、皆さんにチラシを配ったのだが、その辺に捨てられてしまい、それどころではないという感じであった。結局、地区の回覧の方が見ていただけたという事があった。</li> </ul>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・ 10番のメディアの活用については、総合政策課と広報課で効果的なメディアの活用について一緒に検討していただくということでしょうか。
- ・ 続いて、PIについて。1番の対話集会についての前に、この対話集会と市民フォーラムの違いを説明していただきたい。(以上、部会長)
- ・ 市民フォーラムは、市民全体に対して呼びかけをして、対話をしていこうというイメージである。
- ・ 対話集会は、それとは別に、町会・自治会という組織を通じて対話をしていくこと。あともう一つは、志縁団体というNPOと市民団体である。(以上 広報・PIチーム)
- ・ (2)の志縁団体というのは何か。(部会長)
- ・ 志縁団体というのは、町会・自治会を地縁団体とすると、もう一つの志の団体という意味で志縁団体と書いている。要するに市民団体等のことを言う。(以上 広報・PIチーム)
- ・ この点について何か御意見はあるか。(部会長)
- ・ 18連合町会を3班で分担するローラー作戦的なものと思うが、これは我々が193の町会・自治会の中で希望するところに出前的に行って、何かをやるという考え方なのか。
- ・ 193をくくったのが18連合町会である。それで、18連合町会単位で公民館を使って対話集会を開催したらどうかということである。(以上 広報・PIチーム)
- ・ そうすると、連合町会に、こちら側から対話集会を開催したいということをお願いした場合、各連合町会で調整していただかなければならないので、7月ごろにかかってくるのではないかと思う。(部会長)
- ・ 連合町会単位にしたというのは、町会・自治会というのは、トップがその気にならないと動かないもので、連合町会単位であれば、その町会のトップが動かなくても、その連合町会に所属している市民の方は参加してくれる可能性がある。



- ・やはり、行政で的確に把握できる組織は町会・自治会だと思い、18 連合町会長に働きかけをすることが、まずは最初だと思う。(以上 広報・PIチーム)
- ・ただ単に基本自治条例を説明しますから集まってくださいといっても、ほとんど集まる場所はないと思う。
- ・市民の方を集めるには、「この条例の中では住民投票を考えていますよ」とか幾つか目に付くような言葉を出していかないと、興味を示す人は非常に少ないと思う。
- ・だから、今から準備するのは大事であるが、もう少し詰めていかないと人が集まらず、今までのように動員してきてもらうような、そういう例で終わってしまうような感じがする。
- ・動員の仕方は、文書やチラシで動員するというよりも、やはり人脈や人の口づてで伝えてお願いすることがいいと思っているし、その方が効果があるのではないかという気がする。(広報・PIチーム)
- ・対話集会では、素案案に対しての意見を出してもらい、その意見を素案に活かすわけであるから、参考になるようなそういう意見を出してくれないと困る。
- ・先ほども説明したように個人的な意見を全部網羅できるわけがないと思っている。
- ・だから、何でも言った意見が通ると思われても困るので、ある程度条件付で意見を聞くことも、その範疇かなと思っている。(以上 広報・PIチーム)
- ・志縁団体は、興味を持っている方が多く対応がしやすいと思う。
- ・町会・自治会に説明するに当たっては、説明者はどうするか、規模はどうするのかなど、しっかり精査していかないといけない。
- ・さらに、47名を3班にうまく分散できるか心配である。  
(以上、部会長)
- ・47人の委員で、18連合町会は大変なことだと思うので、各検討部会で皆さんの御意見を聞いてみたいと思っている。
- ・また、たくさんのメニューがあるので、とにかくやれるものから、優

先順位をつけてやることだろうと思うのだが、ぱっと見た感じ本当に出来るのかという気がしている。

- ・見た感じでは、市民フォーラムが一番大きなものと思うので、これにエネルギーを集中して、ある程度できたら、各種団体への対話集会も可能になるのではないかと考えている。
- ・それから、対話集会を実際47人の委員で分担するとなると多分土日になると思う。そうすると、各検討部会での感触を聞かないで、この運営調整部会で決めてしまうことは厳しいと思うので、各検討部会で審議いただければと考えている。

- ・広報・PIチームでは、各項目について全部をやろうという意識もあるかと思うが、これを全部やりこなすとなると、結構な作業、時間が必要で、対話集会と市民フォーラムを7月にスタートするというのはかなり厳しいと思う。

- ・ついでに、各検討部会で優先すべき課題というのを絞り込んでいただきたい。また、絞り込まないまでも御意見をいただければと思う。

(以上、部会長)

- ・確認したいが、広報・PIチームとしては、この1の対話集会を一番に優先すべきこととして、検討部会へ持ち帰ってもらおうということでもいいのか。

- ・1番の対話集会と2番の市民フォーラムというのは、同じようなことと考えている。つまり、一般市民に幅広くということで、町会・自治会、2番の市民団体はもう市民フォーラムの中でやろうと考えているので、つまり、町会・自治会と市民フォーラムは、同じくらい重要であると考えている。

- ・市民フォーラムとか町会・自治会との対話集会をやらなければ、対話集会の動きにならないと思う。やはりこれはいろいろ大変と思うが、乗り越えてやるべきであるなというふうに思っている。(以上 広報・PIチーム)

- ・対話集会のやり方も18連合町会という町会・自治会ベースでやるやり方と、川口を5~6の地域に分けまちかど対話集会みたいなやり方もあると思う。(この場合は町会を使わないけれど、町会の人にはなるべく来ていただくようにする。)

- ・これは、市民も町会の方も参加できて、要するに1番（対話集会）と2番（市民フォーラム）を合体したようなイメージである。
- ・それでは、広報・PIチームには、今までに出た意見などを踏まえながら検討いただきたい。
- ・続いて、議題の2の（3）、当面5月から7月の検討方針について、事務局から、会議の開催日程などの説明をお願いしたい。（以上、部会長）

#### 当面（5月から7月）の検討方針について

- ・資料の6には、5月から7月の編集委員会、広報PIチーム、運営調整部会、検討部会の検討方針ということで記載をしてある。
- ・まず、5月中だが、先ほど説明があった編集委員会では5月6日に樹里安で合宿形式の検討いただいた。さらには5月12日にも夜10時半までかかって、各検討部会の代表者5名の方にお集まりいただき、本日の会議に提出すべき点について御協議いただいたところである。
- ・広報・PIチームにも、編集委員会と同様に5月6日に具体的な手法、先ほどの報告や提案のとおり検討いただいた。また、明日、早速、今日の会議を受けて、会議をもつ予定である。
- ・続いて、右側の運営調整部会は、本日の会議の内容及び協議内容を記載している。特にこれは編集委員会のことについて記載しているが、先ほどのお話では編集委員会の方には、編集の権限の付与ということでよいか。
- ・さらに、各検討部会に各条例項目の絞り込みの依頼をしたということ。あわせて、広報・PIチームからの提案についても、かなり委員さんの方からあったように、各検討部会の方に持ち帰って聞いてみたいということもあったので、その辺も協議したいと思う。
- ・それを受け、検討部会では一番右側だが、確認いただいたことを検討部会でやっていただくということである。
- ・それから、編集委員会で取りまとめられた資料をもとにもう一度確認していただき、整理する点・議論する点も含め、可能な限り、審議等をお願いして、検討部会で提出して決定していただければと考えている。なお、この検討期間は、6月20日までに条例項目の絞り込み、取りまとめをしていただければと思っている。
- ・したがって、現在、各検討部会で5月の日程は確保されているが、こ

	<p>れに加えて6月の開催を1回ないし2回、確保していただき、6月20日までに取りまとめていただくようお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これを受けて、編集委員会は6月21日に会議を予定しており、各検討部会で整理・絞り込みを行って、編集委員会として条例項目の一元化の検討を行いたい。これが、素案といわれているようなものの作成になると考えてる。しかし、この1日だけで終わると考えられないので、7月早々の編集委員会の開催を視野に入れている。</li> <li>・したがって、この素案が作成されたら、7月の運営調整部会の承認を受けて、各検討部会に報告し、再度認定いただきたいと考えている。(以上、事務局)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールについて何か。タイトになってくるかと思うが、各検討部会での慎重審議よろしくをお願いしたい。</li> <li>・続いて、次第3のその他について。今、5月・6月のスケジュールの案が出されたが、第5回目の運営調整部会の日程は、7月11日の金曜日に開催する。</li> <li>・次回の運営調整部会では、編集委員会での検討結果をもとに素案を詰めていき、さらには、広報・PIの検討結果を審議したいと思っている。</li> <li>・以上で、第4回運営調整部会を閉会させていただく。(以上、部会長)</li> </ul>
次回以降日程	次回は7月11日に開催する。